

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた協力要請

令和2年4月24日  
愛媛県

- 1 実施期間 令和2年4月24日（金）から令和2年5月6日（水）まで
- 2 対象区域 愛媛県全域
- 3 対象及び協力要請内容

対象	協力要請内容	根拠
商店街、 スーパーマーケット 等	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 通常の来店客数を大幅に上回るなど、人が密集する状況となった場合には適切に入場制限を行うとともに、一方通行の誘導を行う。</li><li>2. 入店や会計を待つ際において行列位置の指定を行うなどして、人と人の距離を適切にとる。</li><li>3. 人が触りやすい扉や共用部の定期的な消毒、入店前後における手指衛生等を徹底する。</li><li>4. 会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染防止に努める。</li></ol>	特措法 第24条 第9項
公園管理者	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域での話し合いなどにより、使い方の工夫、感染対策について利用者への協力を呼び掛ける。</li></ul>	特措法 第24条 第9項
県民の皆様	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 買い物に出かける人数を必要最小限に絞るとともに、混雑時を避ける。</li><li>2. 公園等に出かける際には、少人数で混雑時を避け、人と人の距離を適切にとる。</li></ol>	特措法 第24条 第9項

※特措法：新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）